1. 人権に関する総合計画(分野別取組)

A 行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値)>計画(目標値)」

B 行動計画、成果指標の一方が「実績(実績値)≧計画(目標値)」で、他方が「実績(実績値)<計画(目標値)」

C 行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値) <計画(目標値)」であるが、その差が10%未満

D 行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値) <計画(目標値)」であるが、その差が10%以上

# 会議資料3(参考資料1) 会議資料3の参考資料として送付いたします。

A	В	С	D	E	F	G	Н	Ι	l K	L	M
分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業別評価調	图 別 P R6年度取組結果 II	成果	課題
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	2 相談·支援			・ 男女の悩みごと相談窓口の開設を開 設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	В	間、家庭での人間関係等の不安や心の悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:30件(女性分抽出))	ター 法テラス等の専門機関と連携し、紹介 することにより、相談者の不安や悩みの解 消に繋がった。	難しい場合がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	2 相談・支援	3 職場での不安や悩み 等の相談	男女の悩みごと相談窓口事業	・ 男女の悩みごと相談窓口の開設を開 設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	В	男女の悩みごと相談窓口を開設し、職場での人間関係等の不安や悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:1件(女性分抽出))	の不安や悩みの解消に繋がった。	「どうしたらいいのか」等、アドバイスを求められるケースがあるが、相談内容の多様化・複雑化により対応が難しい場合がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	事業や制 3 度	ひとり親世帯への支 5 援	学習支援事業 「学んでいコウ カ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭の 子どもたちを対象として実施している学 習支援事業「学んでいコウカ」にてひと り親世帯の子どもの受入れも行う。	生活支援課	学習支援事業	В	慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を 行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮 の解消を図れるよう実施した。参加登録人 数:59人(ひとり親家庭の割合:80%)	また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り	係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	3 事業や制	男女が共に仕事と家庭を両立するための 1 社会システムの構築 (保育園・放課後児童 クラブ等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課 後の保育を実施する。	子育て政策課	放課後児童クラブ支援事業	В	の理由により保護者が監護できない児童 を対象に児童クラブの運営を行った。(市	施設の修繕等の実施、児童クラブに従事する支援員の資質向上を図った。また、19か所中18か所で、業務支援ICTが導入されるなど保育環境の充実を図ったことにより、安全・安心な利用につながった。	と併せて、多様化する保護者のニーズに 合わせた児童クラブの運営をしていく必要
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	事業や制 3 度	男女が共に仕事と家庭 を両立するための社会 1 システムの構築(保育 園・放課後児童クラブ 等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て政策課	民設民営児童クラブ助成事業	В	市内2か所の民設民営の児童クラブに対して運営費の助成を行った。	り、待機児童を解消し、子育て世代の就労	利用者の増加に対応するために、新たな 民設民営児童クラブを募集したが、問い合 わせはあったが応募がない状況である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	。 事業や制 度	男女が共に仕事と家庭 を両立するための社会 1 システムの構築(保育 園・放課後児童クラブ 等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみることができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て政策課	各児童クラブ指定管 理事業	А	指定管理者に委託を行い、市内17か所の 児童クラブの管理・運営を行った。		支援員の確保や資質向上など、利用者の 増加への対応が必要である。特に人不足 は深刻である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	事業や制 3 度	男性の家事・育児・介 2 護等への参画の推進	地域子育で支援センター事業	・ 子育て支援センターで、父親の育児参 加を促すひろば等の事業を実施する。	子育て政策課	各子育て支援セン ター運営事業	А		父親の育休取得が増えてきており、支援センターの利用は多くなってきている。オープンルームへの参加が利用のきっかけになった方も多い。	
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	。 事業や制 度	ひとり親世帯への支 5 援	母子父子自立 支援員の配置	・ 母子父子自立支援員の配置する。	子育て政策課	ひとり親家庭一般事務	А	支援、貸付事業などを行う自立支援員の 配置及び自立や生活の安定のための総合 的な支援を行った。		が多い。相談できる人として支援員等についての周知が必要。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	3 事業や制度	男女が共に仕事と家庭を両立するための1 社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	育	・ 保護者の多様な保育ニーズに応える ため特別保育を行う。	保育幼稚園課	各私立園運営補助事業	A	いては補助事業)、また、あいみらい保育園において休日保育を実施した。	で実施し、7:30~18:30の保育提供につい	護者を支援できる体制を整備する。一方で こどもに対し、過度な負担となっていない
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	3 事業や制度	地域、防災、働く場な ど、さまざまな分野に おける女性の参画推 進	イクボスの推進	・事業所におけるイクボスを推進する。	商工労政課	ワーク・ライフ・バランス推進事業	В	性活躍推進を図るため、キックオフ講演会、市内企業の事例紹介の動画を制作し、配信を行った。 市内企業・事業所5社に専門コンサルタントを派遣し、課題解決を図ると同時にイクポス的経営を推進した。	イクボス宣言企業:118社(累計) イクボスにOKAネットワーク企業:18社(累	ついて取り組む企業を増やすために、引き続き制度等の周知や啓発を行う必要があ
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	事業や制 3 度	4 起業、復職への支援	マザーズ就労 相談事業 女性のための 再就職フェア	<ul><li>市内企業との合同就職面接会を実施する。</li></ul>	商工労政課	女性のための就労支 援事業	В	21人が参加し、4人が就労に結び付いた。 また、学習の機会として事前にセミナーを 開催し、18人の参加があった。	女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、 参加者21人のうち4人が4社に就職が決定 し、女性の就業率の向上につながった。ま た、事前のセミナーにおいて、就労につい て学習の機会を提供できた。	ともに、女性のデジタルスキルのなどの能力開発やスキルアップに対する支援が必

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 別評価	R6年度取組結果	成果	課題
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 社会システムの構築	公民館事業(夢 の学習、あそび のひろば) 土曜学習事業	<ul><li>地域の指導者による昔の遊び、おやつ 作り、宿題応援などを実施する。子ども の居場所づくりに繋げる。</li></ul>	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	子育て支援事業として、生活・文化体験学習、自然体験学習、伝統文化体験学習など合計286回実施した。	開催数は令和5年度の485回より減少したが、世代を超えた交流が図られるよう学習内容や環境を整えることに努め教室を集約した。	発達段階に応じた学習としての適切な備 品の提供など。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	<sub>3</sub> 事業や制 度	2 男性の家事・育児・介 護等への参画の推進	親子自然体験活動事業	<ul> <li>就学未満の子どもと親が参加するキャンプ事業を実施し、男性の育児参加を 促す。</li> </ul>	社会教育スポーツ課	自然体験活動推進事業	В	未就学児や小学校低学年児童が親子で参加する「親子デイキャンプ」を実施し、男性の育児参加を促した。		「親子デイキャンプ」は、人気があり、毎回、定員を大きく超える申し込みがある。 多くの方が参加できなかった現状を踏まえながら今後の事業計画を考える必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されることなく社会参画でき るような事業や制度の充実	。 事業や制 度	5 扱とり親世帯への支 5 援	公民館事業(夢 の学習、あそび のひろば) 土曜学習事業	<ul><li>地域の指導者による昔の遊び、おやつ 作り、宿題応援などを実施する。子ども の居場所づくりに繋げる。</li></ul>	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	子育て支援事業として、生活・文化体験学習、自然体験学習、伝統文化体験学習など合計286回実施した。	が、世代を超えた交流が図られるよう学習 内容や環境を整えることに努め教室を集 約した。	品の提供など。
1 女性	<ul><li>ジェンダー意識改革のための啓</li><li>発</li></ul>	1 教育·啓発	男女共同参画推進の 1 教育・啓発	男女共同参画 推進事業	<ul> <li>「第2次甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)」の周知を行う。</li> <li>出前講座の実施をする。</li> <li>各種週間、月間の周知を行う。</li> </ul>	商工労政課	男女共同参画推進事業	В	市内企業・事業所約600社への各事業案 内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、「国際女性デー」を はじめ、女性の社会課題やジェンダー平等 などについて広く知っていただくため、資料 の展示、啓発品の配布を行った。		まだまだ固定的性別役割分担意識が根強 く残っているため、SNSなどを積極的に活 用した啓発方法を検討する必要がある。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓 2 発	1 教育・啓発	2 固定的な性別役割分 2 担意識の解消	男女共同参画推進事業	<ul> <li>「第2甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)」の周知を行う。 出前講座の実施をする。</li> <li>各種週間、月間の周知を行う。</li> </ul>	商工労政課	男女共同参画推進事業	В	市内企業・事業所約600社への各事業案 内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、「国際女性デー」を はじめ、女性の社会課題やジェンダー平等 などについて広く知っていただくため、資料 の展示、啓発品の配布を行った。	の認知度の向上につながった。	まだまだ固定的性別役割分担意識が根強 く残っているため、SNSなどを積極的に活 用した啓発方法を検討する必要がある。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓 2 発	1 教育·啓発	4 ワーク・ライフ・バラン 4 スの推進	イクボスの推進	・ 事業所へワーク・ライフ・バランスを推 進する	商工労政課	ワーク・ライフ・バラン ス推進事業	В	性活躍推進を図るため、キックオフ講演		ついて取り組む企業を増やすために啓発
1 女性	3 DV等の暴力に対する啓発と予 防	1 教育•啓発	<sub>3</sub> DV、デートDVの予防 教育・啓発	甲賀からによる 等のでは、 等のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・セミナーの開催を実施する。 ・市内高等学校対象「デートDV予防啓 ・発出前授業」を実施する。 20歳のつどい等における啓発物品の 配布を行う。	家庭児童相談室	DV防止支援事業	В	広報こうかに「女性の人権ホットライン」強 化週間「女性に対する暴力をなくす運動」 期間に合わせ啓発と相談窓口を掲載。 年度末に啓発チラシ、物品を中・高校、図 書館、商業施設に設置した。		DVについてはTV等で認知しているが、相談窓口については認知度が低い。
1 女性	3 DV等の暴力に対する啓発と予防	1 教育•啓発	3 DV、デートDVの予防 教育・啓発	男女共同参画 推進事業	<ul><li>20歳のつどい等における啓発紙の配布を行う。</li></ul>	商工労政課	男女共同参画推進事業	В		20歳のつどい参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布することで周知・啓発につながった。	
1 女性	4 被害者の相談支援環境の整備	2 相談・支援	DV、デートDVの被害 1 者支援	DV被害者の相 談事業	・ DV被害者の相談に対応する。	家庭児童相談室	DV防止支援事業	В	相談センターや警察等の関係機関と連携		相談支援員のスキルアップが必要なため、 全国女性相談員連絡協議会への出席実 施をしていく。
2 子ど t	1 子どもの人権尊重のため、子育 てに対する関心を一層高める	1 教育·啓発	2 保護者への教育啓発 の充実	人権教育啓発 事業	<ul> <li>保育園・幼稚園、小中学校の保護者に、学習機会を提供する。</li> <li>保護者団体等人権・同和教育推進事業補助を実施する。</li> </ul>	人権推進課	人権教育啓発事業	A	保護者団体等人権・同和教育推進事業補助の申請32件、中止0件、32件の事業に対して補助することができた。(R5は40件)	従来の集会での啓発活動に加えて本を 使った親子活動など、校園で実情にあった 啓発活動ができた。	集会での啓発活動を促しながら、引き続き 補助事業の告知を行い、内容の充実をめ ざしたい。
2 子ど 2 も	1 子どもの人権尊重のため、子育 1 てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	子どもの現状と子育 1 てに関する人権教育・ 啓発	人権講座	・ 子育て支援センターでの人権教育に関 する講座を開催する。	子育て政策課	各子育て支援セン ター運営事業	А	子育て講座や日々の相談の中で、子ども の人権を意識した対応をした。 人権週間や年齢別オープンルーム内で、 絵本や資料等を使って啓発を行った。	日々の相談等では、子どもの虐待等の防止の啓発につながっている。 絵本を使用した研修は、親しみやすく振り返りやすいため、子どもと共にわかりやすく 意識づけになった。	周知・啓発の方法を工夫する必要がある。
2 子ど も	1 子どもの人権尊重のため、子育 てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育でに関する相談· 支援	子育てコンシェ ルジュの配置	<ul><li>子育てコンシェルジュを配置する。</li></ul>	子育て政策課	子育てコンシェルジュ 事業	А	各センター1名のコンシェルジュを配置した。	子育てコンシェルジュとして、子育て世代 や地域とつなぐ役割ができた。	子育てコンシェルジュについて更に周知を 図り、活動内容を工夫する必要がある。
2 子ど 2 も	1 子どもの人権尊重のため、子育 1 てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	子育でに関する相談・ 4 支援	子育てポータル サイトでのお問 い合わせ対応	<ul><li>子育て情報発信ポータルサイトにおいてのコンシェルジュがお問い合わせに対応する。</li></ul>	子育て政策課	子ども・子育て情報発信ポータルサイト事業	В	広報誌や子育で情報誌などLINEやここまあちねっとのQRコードを掲載した。	前年度からアクセス、登録者数が増加した。 (アクセス数 平均 5,307件/月、LINEお友達登録 1902人※、インスタフォロワー956人※※R7年2月時点)なお、コンシェルジュメール相談は1件のみだった。	コンシェルジュへのお問合わせメールの利用が少ない。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価 評価	R6年度取組結果	成果	課題
<sub>2</sub> 子ど も	1 子どもの人権尊重のため、子育 てに対する関心を一層高める	2 相談·支援	4 子育でに関する相談・ 支援	養護相談事業	・ 養護相談を行う。	家庭児童相談室	児童家庭相談事業	В	子どもに関する相談を幅広く受付し、電話、面談、訪問等の相談対応を行った。	虐待相談以外にも養育や育児、子どもの性格行動などの相談があり、関係機関やサービスへのつなぎを行い、適切な相談、サービス利用へとつながった。	見つかるわけではなく、すべてのニーズに
2 子ど 2 も	1 子どもの人権尊重のため、子育 てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育でに関する相談・ 女援	育児支援家庭 訪問事業	・ 育児の専門的な相談・助言を行う	家庭児童相談室	育児支援家庭訪問事業	A		相談に応じたり、具体的なかかわりを知らせることで、育児力の向上や虐待防止につなげることができた。	
2 子ど t	1 子どもの人権尊重のため、子育 1 てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	2 保護者への教育啓発 の充実	家庭教育支援 事業	・ 公民館で親子を対象とした講座を開催する。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	親子体験活動を1051回実施した。(家庭教育支援事業1337回のうち、子育て支援事業と兼ねている286回は除く)	1390回)とほぼ同じ回数を実施できた。	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブなど関係機関との連携。
2 子ど も	家庭地域学校等が連携した施策 の推進	3 事業や制度	家庭で放任されてい 3 る子どもへの居場所 づくりと支援	夢の学習	<ul><li>地域の指導者による昔の遊び、おやつ 作り、宿題応援などを実施する。子ども の居場所づくりに繋げる。</li></ul>	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	親子体験活動を1051回実施した。(家庭教育支援事業1337回のうち、子育て支援事業と兼ねている286回は除く)	令和5年度の975回(家庭教育支援事業 1390回)とほぼ同じ回数を実施できた。	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブなど関係機関との連携。
2 子ど 2 も	2 家庭地域学校等が連携した施策 の推進	3 度	家庭で放任されてい 3 る子どもへの居場所 づくりと支援	放課後子ども 教室事業	<ul><li>放課後等の学校外の活動拠点を設け、活動交流の場を提供する。</li></ul>	社会教育スポーツ課	放課後子ども教室事業	В	地域学校協働本部が市内小学校のうち12 校に設置され、うち4校で放課後子ども教 室を実施した。夢の学習では、4校で131回 実施した。	地域学校協働本部が令和5年度より3校増 えた。夢の学習での実施は、地域学校協 働本部の設立や集団下校が可能になった 理由から、実施が減った。	本部(学校や地域)と夢の学習と連携できて
2 子ど も	3 児童虐待やいじめの防止に向け た教育・啓発	1 教育・啓発	3 児童虐待防止に向け た啓発	児童虐待防止 推進月間によ るオレンジリボ ンキャンペーン	<ul><li>・ オレンジリボンキャラバン隊を受入れる。</li><li>・ 街頭啓発などを行う。</li></ul>	家庭児童相談室	子ども家庭支援ネットワーク事業	A	10/23児童虐待防止キャラバン隊受入 11/15児童虐待防止街頭啓発実施	市民への啓発活動を継続して行った。	虐待予防と虐待発生予防の啓発
2 子ど 2 も	3 児童虐待やいじめの防止に向け た教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた 教育啓発	インターネット 上のいじめ対 策推進事業	<ul><li>インターネットを通じて行われるいじめ を防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。</li></ul>	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A	いじめ問題対策連絡協議会およびいじめ 問題対策委員会を開催し、いじめの未然 防止および事案対応について協議を行った。	いじめ等の生徒指導上の問題事案における未然防止や早期対応について協議し、各校に伝達することができた。	各校における解決に向けての教職員の資 質の向上。
2 子ど 2 も	3 児童虐待やいじめの防止に向け た教育・啓発	1 教育•啓発	いじめ防止に向けた 4 教育啓発	公民館事業(夢 の学習)	<ul> <li>「学び」を手法とした仲間づくりを進める。</li> </ul>	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業		夢の学習において、学校に行きづらい子どもたちを支援するための「ゆめサポート」を実施し、学習133回、子ども食堂2回、保護者会10回、お片づけ相談4回を実施した。		次のステップへ繋げる団体・組織との連携が図れていない。
2 子ど 2 も	3 児童虐待やいじめの防止に向け た教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた 教育啓発	自然体験活動推進事業	<ul><li>「学び」を手法とした仲間づくりを進める。</li></ul>	社会教育スポーツ課	自然体験活動推進事業		未就学児や小学校低学年児童が親子で参加する「親子デイキャンプ」を実施し、「学び」「体験」をとおして家族や兄弟姉妹間の絆づくりを支援した。	供するとともに家族の連携・協力を深める 機会となった。	募集定員を超える応募がある状況である
<sub>2</sub> 子ど <sub>5</sub>	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	生活困窮世帯におけ 1 る子どもへの学力お よび生活等への支援	「学んでいコウ	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭の 子どもたちを対象に、「生きる力」や「規 則正しい生活習慣」を身に付けること 及び「居場所づくり」を行い、「負の連 鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業		10教室を開催し、「生きるカ」や「生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:59人(ひとり親家庭の割合:80%)	ている。	係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	ひとり親世帯への支 2 援	学習支援事業 「学んでいコウ カ」	・生活困窮世帯等支援が必要な家庭の 子どもたちを対象に、「生きる力」や「規 則正しい生活習慣」を身に付けること 及び「居場所づくり」を行い、「負の連 鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業		慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を 行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮 の解消を図れるよう実施した。参加登録人	ている。	係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	家庭で放任されてい 3 る子どもへの居場所 づくりと支援		・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭の 子どもたちを対象に、「生きる力」や「規 則正しい生活習慣」を身に付けること 及び「居場所づくり」を行い、「負の連 鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	В	10教室を開催し、「生きる力」や「生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:59人(ひとり親家庭の割合:80%)	ている。	係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後の子 6 どもへの支援	ひきこもりの相 談窓口	・ ひきこもりの相談対応と必要に応じての訪問対応する	子育て政策課	一般会計	A	市内5箇所の保健センター、子育て政策 課で個々の相談、訪問対応を行っている。	断ることなく相談対応を行い、庁内関係課や関係団体(奏・保健所・県ひきこもり支援センター)と連携し、相談、訪問を継続し 援センター)と連携し、複雑・複合化した課題を持つ方の場合は、重層的支援体制整備事業支援会議、ケース検討会で関係者と検討できた。	ら支援方針を検討する必要がある。引きこもりの要因も発達面や精神面等複合的に 関係していることもあり、どのようにとらえ てかかわっていくのが良いのか支援の難し

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業 別評価		成果	課題
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談·支援	虐待被害の子どもへ 1 の支援(発見・保護・ 見守り)	児童虐待相談 事業	・ 児童虐待に関する相談に対応する。	家庭児童相談室	子ども家庭支援ネットワーク事業	А	児童虐待にかかる電話及び来所相談を受けた534件。	関係機関からの相談・通告が早期の段階 で入り、早期に相談、支援につながり、虐 待の発生予防や重篤化の防止につながっ た。	談所での一時保護となったケースもあっ
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	虐待被害の子どもへ 1 の支援(発見・保護・ 見守り)	育児支援家庭 訪問事業	・ 育児の専門的な相談・助言を行う	家庭児童相談室	育児支援家庭訪問事業	А		訪問する中で具体的なかかわり方を知らせたり、相談に応じたりすることで虐待の発生を防ぐことができた。	いろいろな要因が絡み合い、育児に対して 不安を抱える母が多く、虐待につながるリ スクが高い。
<sub>2</sub> 子ど も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支 援	母子父子自立 支援員の配置	・ 母子父子自立支援員を配置する。	子育て政策課	ひとり親家庭一般事務	А	ひとり親家庭等を対象に生活相談や就労 支援、貸付事業などを行う自立支援員の 配置及び自立や生活の安定のための総合 的な支援を行った。	めの総合的な支援を行うことができた。	身近に協力してくれる人が少ない相談者が多い。相談できる人として支援員等についての周知が必要。
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害の子どもの 救済	母子生活支援 施設入所制度	<ul><li>母子生活支援施設入所制度により支援する。</li></ul>	家庭児童相談室	母子生活支援施設入 所措置事業	A		加害者からの危害から避難することができ、今後の相談を県の女性相談にすることができた。	
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害の子どもの 救済	助産施設入所 制度	・ 助産施設入所制度により支援する。	家庭児童相談室	助産施設入所措置事業	А	保健センターと連携しながら、情報共有に 努めた。	なかった。	
2 子ど も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害の子どもの 救済	児童相談所へ の一時保護依 頼	<ul><li>児童相談所へ一時保護を依頼する。</li><li>児童との面談を行う。</li></ul>	家庭児童相談室	子ども家庭支援ネット ワーク事業	A	緊急受理会議を開催し、緊急度アセスメントシートで緊急度を測りながら判断、対応を行った。		
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	1 教育・啓発	子どもの現状と子育 1 てに関する人権教育・ 啓発	保護者学習会	・ 子どもに発達の特性があり、育てにくさ を感じている保護者に対する連続の子 育て学習会を行う。	発達支援課	啓発研修事業	D	職員の稼働、日程、会場等の調整がつかず未実施	-	学習会を開催するには、人員・会場の確保、対象者となる保護者への周知等が必要であり早い段階からの準備が必要
<sub>2</sub> 子ど も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもの相 3 談・支援	育ちと学びの相談(教育相談)	<ul><li>不登校、学校不適応の児童・生徒の相談を行う。</li></ul>	発達支援課	教育相談事業 相談支援事業	В	不登校 44回、集団不適応 110回	学校や学校教育課と連携して、相談支援を発達の見立てを通じて実施した。 教育相談連絡会にて随時検討している。また、困難ケースについてはより具体的な検討を行い支援の役割分野を行った。	
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもの相 談・支援	適応指導教室 事業	<ul><li>適応指導教室における不登校児童・生徒の支援を行う。</li></ul>	学校教育課	適応指導教室事業	A			童生徒は年々増加し、また、対応要因も家
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談·支援	子育でに関する相談・ 4 支援	育ちと学びの相 談(のびのび相 談・教育相談)	<ul> <li>子どもに発達の特性があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行う。</li> </ul>	発達支援課	相談支援事業	В	子どもに発達の特性があり、育てにくさを 感じている保護者に対する、子育て相談を 行った。実相談者数:幼児 330人、小学生 301人、中学生 98人	査の実施並びに結果と支援の内容を保護	性の理解や不安・困り感の改善につながら ない時もある
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談·支援	5 義務教育終了後の子 5 どもの相談·支援	育ちと学びの相 談(教育相談、 青年期相談)	・ 発達に特性のある青年期の方の保護 者や本人の相談を行う。	発達支援課	教育相談事業 相談支援事業	В	発達に特性がある青年期の方の保護者 (家族)や本人の相談を実施した。実相談者 数 133人、延べ相談件数 560回。 ※中卒以上	本人の生活や受診状況の情報を本人または家族から収集し必要な支援のアセスメントを行い、支援機関と協力しながら就労や社会生活への不適応への相談対応を行った。	り、本人が相談に登場しないことも多く、本 人が支援の必要性を感じておらず受け入
<sub>2</sub> 子ど も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	2 いじめが発生したとき の相談	学校不適応支 援事業(SSW)	<ul> <li>いじめ問題について学校と連携を図り、情報の共有、具体的な取り組み方策の策定等を行う。</li> </ul>	学校教育課	学校不適応支援事業	А		不適応児童生徒の教室復帰及び家庭支援を行い、また各関係機関との連携にも携わった。	
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもの相 談・支援	学校不適応支 援事業(SSW・ 訪問相談員)	<ul> <li>児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図ることに主眼をおき、不登校、学校不適応からの解決をめざす。</li> </ul>	学校教育課	学校不適応支援事業	A	中学校2校に派遣。	不適応児童生徒の個別対応や教室復帰 及び家庭支援を行い、また各関係機関と の連携にも携わった。	
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもの相 談・支援	甲賀市いじめ問題対策委員会 甲賀市子どものいじめ調査委員会	<ul> <li>不登校、別室登校をはじめとする学校 不適応を起こしている児童に対して、 生活面・学習面の支援を行う。</li> </ul>	学校教育課	ケアサポーター派遣事業	A	よび集団不適応児童の対応を行った。	個別支援において、教室や別室で落ち着いて学習に向かうことができ、友だちとの 関りについても良好な関係を構築できた。	学校での更なる活用。人員の不足。
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	生活困窮世帯におけ 1 る子どもへの学力お よび生活等への支援	甲賀市要保護 及び準要保護 児童生徒就学 援助費支給	<ul> <li>経済的理由により修学が困難な児童の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費の援助を行う。</li> </ul>	学校教育課	要保護·準要保護児 童就学援助(小学校) 要保護·準要保護生 徒就学援助(中学校)	A	経済的理由により就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、校外活動費等を支給した。さらに、家計が急変した世帯に対し、前年所得が基準以上であっても、今年度見込み所得が基準以下となる世帯は、就学援助の対象とする等柔軟な対応を行った。	児童生徒の経済的不安を減らし、安心して 学校生活を送ることができた。	世帯の変更により年度途中で生活困窮となった世帯への情報提供。
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制 度	生活困窮世帯におけ 1 る子どもへの学力お よび生活等への支援	就学奨励事業	<ul> <li>経済的な理由により、就学が困難な学生に対して奨学資金を給付しする。</li> </ul>	学校教育課	奨学資金給付事業	A	経済的理由により就学が困難な、高校、専門学校、大学生に対して、奨学資金を給付した。家計が急変した世帯に対しても利用できる制度であることを広く周知した。	に対する経済的不安が減り、進学の選択	
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	5 いじめが発生したとき の救済	こどもの安心・安全向上事業	・ 重大事態の発生時等、対処等について意見聴取を行ったり、必要な調査等について依頼する。	学校教育課	子どものいじめ問題対策事業	A	子どものいじめ問題対策委員会を開催した。	委員会より、今後の教育委員会及び学校 への助言をいただいた。	改善策の実践と継続的な取組を推進して いくことが重要。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業別評価		成果	課題
<sub>2</sub> 子ど	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	いじめが発生したとき 2 の相談	相談窓口の設 置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	А		相談者の悩みや不安に寄り添い、課題の 解決に向けた相談活動を行った。	相談について、多種多様な事案が複雑に 絡み合う案件が多く、各分野の専門的な知 識を持った職員の存在が必要である。
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校の子どもの相 談・支援	相談窓口の設 置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	А	不登校の児童生徒に対し、学習支援や保護者を含めた進路等の相談対応を行った。	市内の小中学校訪問により学校からの相談が年々増加している。少年センターでの継続相談に加え、関係機関とも連携した対応ができた。	屋数が足りない状況にある。
2 子ど も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後の子 どもの相談·支援	相談窓口の設 置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A	義務教育終了後の支援に繋がるように、 中学校在学中から本人・保護者の不安や 悩みに関する相談を受け対応した。	学校との連携を深めることによって、義務 教育終了後の相談窓口の一つとして少年 センターが認知され相談件数が増加した。	校在学中からの継続した相談体制が必要
<sub>2</sub> 子ど も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	よび生活等への支援		・ 宿題応援、体験事業等を通じ、子ども たちの健全育成や居場所づくりに繋げ る。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	学習支援活動を、314回実施した。	令和5年度の320回とほぼ同じ回数を実施できた。	
<sub>2</sub> 子ど も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	生活困窮世帯におけ 1 る子どもへの学力お よび生活等への支援	公民館事業(夢 の学習)	・ 宿題応援、体験事業等を通じ、子どもたちの健全育成や居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	学習支援活動を、314回実施した。	令和5年度の320回とほぼ同じ回数を実施できた。	
2 子ど t	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制度	ひとり親世帯への支 2 援	公民館事業(夢の学習、あそびのひろば)	・ 地域の指導者による昔の遊び、おやつ 作り、宿題応援などを実施する。子ども の居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	子育て支援事業として、生活・文化体験学習、自然体験学習、伝統文化体験学習など合計286回実施した。	開催数は令和5年度の485回より減少したが、世代を超えた交流が図られるよう学習内容や環境を整えることに努め教室を集約した。	発達段階に応じた学習としての適切な備品の提供など。
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制 度	いじめが発生したとき 5 の救済	相談窓口の設 置事業 パトロールの実 施	<ul><li>少年センター職員による相談や周辺のパトロールを行い、いじめの解決に繋げる。</li></ul>	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A		少年センターでかかわる多くの事案や蓄積されたノウハウを基に、学校や関係機関と協力体制が構築され課題解決に繋がった。	
2 子ど 2 も	虐待やいじめの早期発見、早期 4 対応、養育支援が必要な子ども の支援や適切な保護	3 事業や制 度	義務教育終了後の子 6 どもへの支援	相談窓口の設 置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施し、子どもの生活の安定に繋げる。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A	義務教育を終えた子どもの就学や就労については、本人の意向等を考慮しながら情報収集し、各学校・事業所・家庭等を訪問した。	援ができた。また、生活全般の安定へと繋	義務教育時に学校が対応していた事案を 継続していくための関係機関との連携が課題である。支援を必要とする子どもに対し 適切な対応をどの機関が担うのかが明確 でない。
3 高齢	1 自立と生きがいづくりへの支援	事業や制 3 度	高齢者の生きがいづ 5 くり	老人福祉センター指定管理	・ 老人福祉センターを指定管理制度で適 切に管理・運営することにより、活動の 場の確保やグループへの発展支援を 行う。	長寿福祉課	老人福祉センター指定管理事業	В	老人福祉センターについて指定管理者が管理・運営し、活動の場の確保やグループへの発展支援を行った。 碧水荘については、令和6年度末で閉鎖した。	活動の場を提供することにより、高齢者の 居場所づくり、生きがいづくりにつながっ	減少と施設稼働率の低下が著しいため、
3 高齢 3 者	1 自立と生きがいづくりへの支援	事業や制 度	4 高齢者の介護予防	公民館事業(シルバー大学・夢の学習) あいこうか生涯カレッジ	・健康の維持増進をテーマとした講座を 実施し、介護予防に繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A		シルバー大学は別の講座に参加する人が交流できるように全体学習会を開催し、仲	あたり指導者の人材確保が課題である。 夢の学習は、ボランティアスタッフが安定して活動できるようにすることが課題。
高齢 3 者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 度	5 高齢者の生きがいづ 5 くり	公民館事業(シ ルバー大学・夢 の学習) あいこうか生涯 カレッジ	・ 様々な学習の機会を提供し、自主学習 の推進、生きがいづくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A	シルバー大学は7種類の講座を58回開催した。 夢の学習は、高齢者の居場所づくりとして 628回教室を開催した。	シルバー大学は別の講座に参加する人が 交流できるように全体学習会を開催し、仲 間づくりに寄与できた。 夢の学習では434名のボランティアスタッフ の活動実績があり、生きがいにもつながっ ている。	あたり指導者の人材確保が課題である。 夢の学習は、ボランティアスタッフが安定して活動できるようにすることが課題。
3 高齢 者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制 度	5 高齢者の生きがいづ 5 くり	甲南ふれあい の館民具体験 教室事業	・ 昔の暮らしや民具の使い方を学ぶ体験 教室や小学校の出前授業の講師を務 めていただく。		甲南ふれあいの館運 営事業	В	甲南ふれあいの館を中心に活動する民具 友の会会員が講師になり、12月にしめ縄 作り教室を開催した。	体験教室の準備および当日の民具の使用 体験を通じて高齢者の生きがいづくりを支 援した。	
3 高齢 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	3 事業や制度	7 災害時における高齢 7 者の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	<ul><li>避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。</li><li>避難行動要支援者同意者名簿を提供する。</li></ul>	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A A	会、警察・消防本部に提供した。	要配慮者や多様な人々がともに生活する 意識を共有し、避難所内のレイアウトや ルール作りを考え、避難者にとってより過 ごしやすい避難所運営に活用することも踏 まえて避難所運営マニュアルの改定をし た。	の取り組みに温度差がある。平時から避  難所運営マニュアルに沿った訓練等を実  施する中で、さらに改善点等の見直しを
3 高齢	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	2 相談·支援	4 権利擁護に関する相 4 談・支援	成年後見制度 見制権 見や 関係 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじ一」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課	成年後見制度利用支 援事業	ВВ	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を毎月 2回および高齢者・障がい者なんでも相談会を年1回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。 ・身寄りなし者への対応を、ガイドラインとしてまとめ、関係者の理解促進、対応を図る。	※件数は甲賀市・湖南市の合計	身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。 一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う成年後見センターの体制強化。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業評価	個別評価	R6年度取組結果	成果	課題
3 高齢	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	2 相談·支援	権利擁護に関する相 4 談·支援	こうかあんしん ネット(甲賀市地 域福祉権利擁 護事業)	・ 福祉サービスの利用援助、日常の金 銭管理、通帳・証書等の預かりサービ スを実施する。	地域共生社会推進課	地域福祉権利擁護事業	В		きるよう、利用者の自己選択、意思を尊重 し関係機関との連携や弁護士との定期的 な事例検討を行い、幅広い視点をもち本事		
3 高齢 3 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	3 事業や制度	6 養護者の支援	成年後見制度 の利護談支援事制度 根本 の利護 の利護 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじ一」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を払う。) ・市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課	成年後見制度利用支援事業	В	В	・成年後見制度の利用、その他権利擁護 に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を毎月 2回および高齢者・障がい者なんでも相談 会を年1回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成 年後見制度利用促進計画の実施計画とし ての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基 づき実施。 ・身寄りなし者への対応を、ガイドラインと してまとめ、関係者の理解促進、対応を図 る。		身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。 一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う成年後見センターの体制強化。
3 高齢	2 住み慣れた地域で自立した生活 2 ができるシステムの充実	3 事業や制度	び害時における高齢 7 者の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	<ul> <li>避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。</li> <li>避難行動要支援者名簿の更新および避難行動要支援者同意者名簿の提供する。</li> <li>避難行動要支援者支援ネットワーク会議の運営を行う。</li> </ul>	地域共生社会推進課	避難行動要支援者支援事業	В		<ul><li>・避難行動要支援者同意者名簿への新規 勧奨</li><li>・避難行動要支援者同意者名簿の更新</li><li>・個別避難計画作成説明会の開催</li></ul>	・新規勧奨に対する返信率 約31% ・避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・個別避難計画作成にかかる説明会を11回開催し、制度の周知ができた。 ・モデル事業として新たに個別避難計画の作成ができた地区は、7地区。	要支援者となる要件の見直し
3 高齢	全性み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	2 相談·支援	高齢者世帯、介護が 必要な高齢者および 生活困窮にある高齢 者への相談・支援	生活支援窓口 の設置	・「生活支援窓口」にて、生活に不安を抱 えている方や仕事につく自信のない方 など、生活の困りごとの相談を行う。		生活困窮者自立支援 事業	С		相談者の状況に応じて、関係機関と連携 し、必要な支援を行った。 新規相談件数214件(うち、65歳以上41件) 評価Cの理由:居住支援について、庁内協 議は実施することができたが、居住支援強 化に向けた取り組みはできなかったため。	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。	複合的な課題を抱えた相談者に対応する ため、関係機関との連携強化や誰もが自 分らしく活躍できる地域づくりが必要であ る。 また、収入も低く就労もできない方への支 援が困難である。
3 高齢 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 2 ができるシステムの充実	3 事業や制度	高齢者世帯、介護が 必要な高齢者および 生活困窮にある高齢 者への救済・支援	生活保護	・ 生活に困っている人に、程度に応じて、 最低限の生活を保障し、再び自立でき るように援助する。	生活支援課	生活扶助支給事業	В		世帯の状況に応じた必要な扶助費の支給 と自立を助長するための必要な支援を行っ た。3月末現在の生活保護受給世帯数263 世帯(うち高齢者世帯数141世帯)		生活保護受給者の特徴として、親族と疎遠になっているケースが多く、また、地域との関係も希薄になっている傾向がある。そのため、緊急時に対応に困ることが多い。
3 高齢	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	事業や制 2 度	高齢者世帯、介護が 必要な高齢者および 生活困窮にある高齢 者への相談・支援		<ul><li>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられ、在宅での日常生活を安心して送れるよう必要な支援を行う。</li></ul>	長寿福祉課	在宅福祉支援事業	В		様々な助成や支援を行った。	高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を安心して続けるために、現状やニーズに 応じた対応ができるよう、変更が必要な部分は制度改正し事業を実施した。	
3 高齢 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	3 事業や制度	2 高齢者の孤立予防	高齢者地域見 守り支援活動 事業	緊急事態の早期発見や孤立死の防止 を目的に、地域の見守り活動に関する 協定について、身近な日本郵便株式会 社等事業者と協定を締結する。	長寿福祉課	在宅福祉支援事業	В			配達事業者により、日々の業務の中で道路の瑕疵や、緊急事態の早期発見を報告等地域での見守りをしていただいた。	
3 高齢 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	2 相談·支援	2 高齢者の孤立に対す る相談·支援	総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)に おいて、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者 に相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В		居宅介護支援事業者が高齢者の社会参	祉協議会、民生委員、地域住民等の関係 者や関係機関と連携し、相談者の課題解 決につなげることができた。	
3 高齢 3 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	2 相談・支援	高齢者世帯、介護が 必要な高齢者および 生活困窮にある高齢 者への相談・支援	総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)に おいて、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者 に相談業務を委託し、相談等がつなが るようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В		市内5箇所の地域包括支援センターと委託 居宅介護支援事業者が、様々な相談に応じ、高齢者の生活困窮について対応した。 全体の相談件数3291件。	高齢者に生活困窮は必要に応じて生活支援課と連携し対応した。	高齢者であるため就労による経済的自立 支援は難しい。生活困窮にある高齢者の 早期発見が難しく、相談時には包括だけで は対応できないケースがある。
3 高齢	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相 談・支援	権利擁護事業(成年後見制度)	<ul><li>市長申立の支援や利用援助支援を実施する</li></ul>	長寿福祉課	訪問指導事業	В		立ての申し立ては7件であった。	虐待ケースで市長による成年後見が必要なケースの対応を行った。また、親族による申し立ては権利擁護支援センターぱんじーと連携し支援を行っている。	
3 高齢	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	3 事業や制度	2 高齢者の孤立予防	総合相談事業	・ 総合相談事業(委託含む)を実施する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В		居宅介護支援事業者が高齢者の社会参	祉協議会、民生委員、地域住民等の関係 者や関係機関と連携し、相談者の課題解 決につなげることができた。	

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業 別評価		成果	課題
3 高齢 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	3 事業や制度	高齢者世帯、介護が 必要な高齢者および 生活困窮にある高齢 者への救済・支援	総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)に おいて、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者 に相談業務を委託し、相談等がつなが るようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В	市内5箇所の地域包括支援センターと委託 居宅介護支援事業者が、様々な相談に応 じ、高齢者の生活困窮について対応した。 全体の相談件数3291件。	高齢者に生活困窮は必要に応じて生活支援課と連携し対応した。	高齢者であるため就労による経済的自立 支援は難しい。生活困窮にある高齢者の 早期発見が難しく、相談時には包括だけで は対応できないケースがある。
3 高齢 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	3 事業や制度	6 養護者の支援	権利擁護事業 (成年後見制度)	<ul><li>市長申立の支援や利用援助支援を行う。</li></ul>	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В	成年後見人制度の相談のうち、市長申し立ての申し立ては7件であった。	虐待ケースで市長による成年後見が必要なケースの対応を行った。また、親族による申し立ては権利擁護支援センターぱんじーと連携し支援を行っている。	
3 高齢 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	2 相談·支援	高齢者世帯、介護が 必要な高齢者および 生活困窮にある高齢 者への相談・支援	就労相談事業	<ul><li>就労相談員による相談・就労支援を行う。</li></ul>	商工労政課	就労相談事業	В	関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や 関係機関など必要とされる機関への取次 ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの 相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
3 高齢 者	2 住み慣れた地域で自立した生活 ができるシステムの充実	3 事業や制度	高齢者世帯、介護が 必要な高齢者および 生活困窮にある高齢 者への救済・支援	就労相談事業	<ul><li>就労相談員による相談・就労支援を行う。</li></ul>	商工労政課	就労相談事業	В	関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や 関係機関など必要とされる機関への取次 ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの 相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
3 高齢 者	3 高齢者虐待防止や理解促進た 3 めの教育啓発	1 教育・啓発	a 高齢者を理解するための教育・啓発	介護予防事業 費補助事業	<ul><li>高齢者の心身の状況を理解し、高齢者の人権地域でボランティアとして活動する人を育成する。</li></ul>	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В	通いの場の代表者に対して介護予防従事 者研修を実施した。	各地域で通いの場の事業が実施された。	通いの場のリーダーの交流、育成の場になるように介護予防従事者研修会を継続して実施した。
3 高齢 者	3 高齢者虐待防止や理解促進た めの教育啓発	1 教育•啓発	3 権利擁護に関する普 及啓発	権利擁護事業	・ 地域包括支援センターの必須事業として、権利擁護事業を実施する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В		成年後見人制度の利用支援や、地域権利 擁護事業、権利擁護支援センターぱんじー への相談につなげることで、本人の権利を 守る支援を行った。	へ啓発する機会が少ないため、計画的に
3 高齢 3 者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	3 事業や制度	高齢者への虐待被害 1 の救済	高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課 において、通報・相談体制をしくととも に、検討会議等開催し各関係機関等と 協力し対応・支援する。	長寿福祉課	老人施設入所事業	В	との調整・協議を行った。 措置ありきではなく、既存の資源を活用す	既措置者の状態に応じた環境で生活できるようにするため、養護者による高齢者福祉施設への入所申込の支援を行った。また親族との協議により、高齢者が経済的に安定した生活が送れるようになった。	経過し本人、親族等の状況が変化しているケースがある。措置の継続が望ましいの
3 高齢 者	被害者や養護者からの相談支 4 援、救済	2 相談・支援	高齢者への虐待被害 1 の相談·支援	高齢者虐待防 止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課 において、通報・相談体制をしくととも に、検討会議等開催し各関係機関等と 協力し対応・支援する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В	ついて検討を行った。	高齢者虐待検討会議では緊急性の判断・ 虐待の有無・虐待の対応方針について検 討を行った。高齢者の生命や身体への危 険性が高いケースについては、長寿福祉 課において老人福祉法にもとづく措置の要 否を判断した上、高齢者への対応を依頼し た。措置件数3件。	ている本人、養護者などへの対応では苦慮するケースが多い。
3 高齢 者	4 被害者や養護者からの相談支 4 援、救済	3 事業や制度	高齢者への虐待被害 1 の救済	高齢者虐待防 止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課 において、通報・相談体制をしくととも に、検討会議等開催し各関係機関等と 協力し対応・支援する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	В	高齢者虐待検討会議は35回開催し事例に ついて検討を行った。	高齢者虐待検討会議では緊急性の判断・虐待の有無・虐待の対応方針について検討を行った。高齢者の生命や身体への危険性が高いケースについては、長寿福祉課において老人福祉法にもとづく措置の要否を判断した上、高齢者への対応を依頼した。措置件数3件。	ている本人、養護者などへの対応では苦
4 障が 4 い	住み慣れた地域で安心して豊か 1 な暮らしを送ることができる障が いへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普 及啓発	成年後見制度 の普及・啓発・ 研修事業	・成年後見制度を広く知ってもらうための啓発や研修等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじ一」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。)	地域共生社会推進課	成年後見制度利用支援事業	ВВ	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を毎月 2回および高齢者・障がい者なんでも相談 会を年1回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成 年後見制度利用促進計画の実施計画とし ての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基 づき実施。 ・身寄りなし者への対応を、ガイドラインと してまとめ、関係者の理解促進、対応を図 る。	※件数は甲賀市・湖南市の合計	身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。 一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う成年後見センターの体制強化。
4 障が 4 い	住み慣れた地域で安心して豊か 1 な暮らしを送ることができる障が いへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	1 障害者差別解消法の 1 理解促進	障害者差別解消法市民啓発	<ul><li>啓発講座の開催・啓発物品の作成を行う。</li></ul>	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般 事務費	В	市民には、広報紙・HPへの掲載、出前講座等により、障がいへの理解や啓発を行った。 小学校と民間企業へ向けて、出前講座を開催。 企業訪問時にチラシを送付。		法の施行の効果を感じている障がいのある人が少なく、地域のあらゆる場所での障がいのある人や障がいの特性の理解促進、合理的配慮を推進していく必要がある。
<b>ゆが</b> 4 い	住み慣れた地域で安心して豊か 1 な暮らしを送ることができる障が いへの理解を深める教育・啓発	1 教育·啓発	えづきにくい障がい 2 への理解促進	難病患者・高次 脳機能障がい などの正しい理 解の周知・啓発	・ 関係機関と連携し周知啓発を行う。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般 事務費	В	県からの難病や高次脳機能障害関連の啓発チラシの窓口設置 個別ケースについては、関係機関と連携し支援を行った。	窓口に相談に来られた際に、滋賀県難病連絡協議会や滋賀県難病相談・支援センター、保健所、高次脳機能センター等を紹介することができた。多職種で連携して個別支援を行うことができた。	支援するうえで出てくる課題について庁内 関係機関と協議や検討ができる場を設置
4 障が い	住み慣れた地域で安心して豊か 1 な暮らしを送ることができる障が いへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	4 盲導犬等への理解推 進	盲導犬等に対 する社会的な 理解促進、啓 発	<ul><li>盲導犬等利用者への合理的配慮を促進するよう啓発する。</li></ul>	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般 事務費	С	例年「障害者週間」に合わせた啓発を行っていたが、令和5年度においては、その他の啓発事業が多かったため、盲導犬(介助犬・聴導犬)に関する啓発が不十分であった。		盲導犬等に対する理解促進が十分に進んでいない。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業評価	個別評価	R6年度取組結果	成果	課題
4 <sup>障が</sup> い	住み慣れた地域で安心して豊か 1 な暮らしを送ることができる障が いへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	えづきにくい障がい 2 への理解促進	発達障がいに 関する啓発研 修事業	・ 他課、他機関との連携により、啓発研修を実施する。	発達支援課	啓発研修事業	В		保育士、幼稚園教諭、小中学校教諭に対して 発達特性・対応について研修会を実施 子育て支援センターで、乳幼児の保護者に対し 発達に関する研修会を実施 研修内容の調査を検討していたが、今年度の 実施は発達の基本的なこととし希望さえる研修 内容の調査については今後実施する	研修会 20 回 参加人数 延べ 269人 発達の特性理解と関わり方について伝え る事ができた	各課・関係機関から発達障害の理解が難 しいとの意見があり支援者に発達障害に 関して学ぶ場が必要 研修や啓発を実施する場が固定化してお り新しい場所の開拓が必要
4 <sup>障が</sup> い	住み慣れた地域で安心して豊か 1 な暮らしを送ることができる障が いへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	4 盲導犬等への理解推 進	授業による学習	<ul><li>国語科教材や総合的な学習による理解促進を図る。</li></ul>	学校教育課	授業による学習	А		I .	人権学習をとおして、障害について正しく 理解し、視野を広げることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	災害時のおける障が 6 いのある人の避難等 の支援	避難行動要支援者支援事業	<ul><li>・避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。</li><li>・避難行動要支援者同意者名簿を提供する。</li></ul>	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	А	同意者名簿については、6月に各区・自治会、警察、消防本部に提供した。 (民生委員・児童委員、市社会福祉協議会へは福祉医療政策課から提供)	意識を共有し、避難所内のレイアウトや ルール作りを考え、避難者にとってより過 ごしやすい避難所運営に活用することも踏	
4 障が い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	2 相談·支援	4 権利擁護に関する相 談·支援	こうかあんしん ネット(甲賀市地 域福祉権利擁 護事業)	・ 福祉サービスの利用援助、日常の金 銭管理、通帳・証書等の預かりサービ スを実施する。	地域共生社会推進課	地域福祉権利擁護事 業	В				
4 じい	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相 3 談·支援	成年後見制度 の利用や権利 擁護支援見制度 財子後見事 東京 利用支援事 東京 利用支援事 東京	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施。する。事業については、甲質圏域で設立した「NPO法人甲買と、湖南成年後見センターぱんじ一」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。)市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課	成年後見制度利用支援事業	В		・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を毎月 2回および高齢者・障がい者なんでも相談会を年1回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度國域権利擁護支援推進計画に基づき実施。 ・身寄りなし者への対応を、ガイドラインとしてまとめ、関係者の理解促進、対応を図る。	※件数は甲賀市・湖南市の合計	身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。 一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う成年後見センターの体制強化。
4 障が 4 い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	災害時のおける障が 6 いのある人の避難等 の支援	避難行動要支援者支援事業	<ul> <li>・避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。</li> <li>・避難行動要支援者名簿の更新および避難行動要支援者同意者名簿を提供する。</li> <li>・避難行動要支援者支援ネットワーク会議の運営を行う。</li> </ul>	地域共生社会推進課	避難行動要支援者支援事業	В	В	・避難行動要支援者同意者名簿への新規 勧奨 ・避難行動要支援者同意者名簿の更新 ・個別避難計画作成説明会の開催 ・避難行動支援者支援ネットワーク会議の開催。	・新規勧奨に対する返信率 約31% ・避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。・個別避難計画作成にかかる説明会を11回開催し、制度の周知ができた。・モデル事業として新たに個別避難計画の作成ができた地区は、7地区。	要支援者となる要件の見直し
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への 生活·就労支援		・ 知的障がい児の、福祉サービス利用援助、地域での自立生活支援を行う。	障がい福祉課	自立生活支援事業	В		ホームで生活する障がいがある人の支援	支援人が設置されサポートすることで、安心して自立に向けた生活が送ることができた。	
4 降が い	2 社会参加できるための、生活や 3 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への 1 生活·就労支援		. 障がいのある人の安定した就労を支え るサポーターを設置する。	障がい福祉課	就労サポータ―設置事業	В		障がいのある人の職場適応、就労継続、 定着を支援する就労サポーター設置事業 に対し補助金の交付を行った。	び企業との連携により就労の定着が進んだ。	障がいのある人が必要とする支援は多岐 にわたることから、就労を支援する者の人 材育成は重要な課題であるが、現在は福 祉人材が減少傾向にあり、人材確保が課 題である。
<b>6</b> ゆうない は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	社会参加できるための、生活や 2 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	意思疎通、コミュニ ケーションの支援(手 話通訳・要約筆記・視 覚支援等)	意思疎通支援	<ul><li>・ 手話通訳、要約筆記を派遣する。</li><li>・ 点字封筒を使用する。</li></ul>	障がい福祉課	手話通訳者派遣等事業	В		窓口に手話通訳者を2名配置した。市が取り組む講演やイベント等において手話通訳者や要約筆記者の派遣を行った。デフメール(聴覚障がい者専用スマートフォン)、緊急情報端末を活用し聴覚に障がいのある方への支援を行った。また、視覚に障がいのある方に対し、登録者へ点字封筒での書類送付、市役所窓口に音声読み上げ機器を設置、パンフレット等へ読み上げ用音声コードを印字する等視覚支援を実施した。		依頼により長時間になったり、同じ日に依頼が重なると、手話通訳者手話を行う時間が長くなってくるが、交代要員がない。
4 障が い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	7 スポーツをはじめとす る余暇活動への支援		<ul><li>地域活動支援センターの確保と充実を 図る。</li></ul>	障がい福祉課	障害者(児)活動支援 事業	В		流・その活動の拠点として業務委託を行った。 市内社会福祉法人に、地域活動支援センターの実施の可能性について聞取りを実施。	サロンの定期開催、食事会、茶話会、外出、スポーツ等を実施し、余暇支援の充実を図った。	新たな委託の可能性について現状把握が必要
4 <sup>障が</sup> い	社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	障がいのある子ども 2 の保護者への相談・ 支援	育ちと学びの相 談(のびのび相 談・教育相談)	・ 子どもに発達の特性があり、育てにくさ を感じている保護者に対する、子育て 相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	В			発達に特性のある子どもに個別で発達検査の実施並びに結果と支援の内容を保護者に伝えることで、特性に合った関わりを知り、保護者の子育でに対する困り感を軽減した。	性の理解や不安・困り感の改善につながら ない時もある

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 別評価 評価		成果	課題
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	障がいのある子ども 2 の保護者への相談・ 支援	保護者学習会	・ 子どもに発達の特性があり、育てにくさ を感じている保護者に対する、連続の 子育て学習会を行う。	発達支援課	啓発研修事業	D	職員の稼働、日程、会場等の調整がつかず未実施		学習会を開催するには、人員・会場の確保、対象者となる保護者への周知等が必要であり早い段階からの準備が必要
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	3 生涯を通じた支援体制の構築	発達支援シス テムの構築	・ 関係機関連携による生涯を通じた発達 支援システムの構築を行う。	発達支援課	発達支援システム推 進事業	В			知が必要 発達支援体制を整理把握する必要があり
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 3 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	子どものころからの療 5 育の充実、学校・園で の支援	こじか教室	就学前の発達に遅れや偏りのある幼 ・ 児が保護者とともに通う児童発達支援 事業(療育)を行う。	発達支援課	児童発達支援事業	В		と一緒に考えることができた。	
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	障がいのある人への 1 就労や生活等の相 談·支援	就労相談事業	<ul><li>就労相談員による相談・就労支援を行う。</li></ul>	商工労政課	就労相談事業	В	関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や 関係機関など必要とされる機関への取次 ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの 相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	障がいのある人への 1 就労や生活等の相 談・支援		・ 甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用 を負担し、就労面と生活面での支援を 行う。	商工労政課	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター事業	А	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター (しがらき会)の職場開拓員設置事業費負 担金の支払いを実施した。	障がい者の地域での職業、生活における 自立と社会参加の促進に寄与できた。	特になし
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	障がいのある人への 1 就労や生活等の相 談·支援		・ 障がい者の地域社会での自立促進の ための事業を実施する、信楽町職親会 に補助金を交付する。	商工労政課	職親会活動補助事業	А	障がい者の地域社会での自立促進のため の事業を実施し、信楽町職親会に補助金 を交付した。 補助金の支払いを実施した。	障がい者の地域社会での自立促進に寄与 した。	特になし
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 3 就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	障がいのある人への 1 就労や生活等の相 談・支援	障がい者就職 面接会	・ 市内企業との合同就職面接会を行う。	商工労政課	障がい者就職面接会 開催事業	А	障がい者雇用を実施する市内企業が出展 し、湖南市と合同で就職面接会を行った。		R6は大幅に参加者増となったが、その理由の検証とともに、参加者数の安定を図れるよう、関係機関と連携し事業の広報、周知が必要。
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	□ 障がいのある人への □ 生活·就労支援	就労相談事業	<ul><li>就労相談員による相談・就労支援を行う。</li></ul>	商工労政課	就労相談事業	В	関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や 関係機関など必要とされる機関への取次 ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの 相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への 1 生活·就労支援	障がい者就職 面接会	・ 市内企業との合同就職面接会を行う。	商工労政課	障がい者就職面接会 開催事業	А	障がい者雇用を実施する市内企業が出展 し、湖南市と合同で就職面接会を行った。	0名、甲賀市企業採用者6名	R6は大幅に参加者増となったが、その理由の検証とともに、参加者数の安定を図れるよう、関係機関と連携し事業の広報、周知が必要。
4 障が い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への 生活·就労支援		・ 甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行う。	商工労政課	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター事業	А	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター (しがらき会)の職場開拓員設置事業費負 担金の支払いを実施した。		特になし
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への 生活·就労支援		・ 障がい者の地域社会での自立促進の ための事業を実施する、信楽町職親会 に補助金を交付する。	商工労政課	職親会活動補助事業	А	障がい者の地域社会での自立促進のため の事業を実施し、信楽町職親会に補助金 を交付した。 補助金の支払いを実施した。	障がい者の地域社会での自立促進に寄与 した。	特になし
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	障がいのある子ども 2 の保護者への相談・ 支援	甲賀市特別支 援教育就学奨 励費	<ul> <li>特別支援学級に在籍している児童生 徒の保護者負担を軽減するため、援助 を行う。</li> </ul>	学校教育課	特別支援教育就学奨 励事業(小·中学校)	A	生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費、通学用品費、給食費、校	特別支援学級に在籍する小中学校の児童 生徒の保護者の経済的な負担を軽減し、 児童生徒は、安心して学校生活を送ること ができた。	
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	障がいのある子ども 4 の保護者への子育て 支援	就学・進路に向けてのつどい	・ 特別支援教育についての啓発・保護者 交流会を実施する。	学校教育課	特別支援事業	А	就学に向けてのつどいは5月、進路に向けてのつどいは11月に実施した。予約制の就学相談会を6月に実施した。	I	つどいに参加していない保護者への情報 提供の方法。
4 <sup>障が</sup> い	2 社会参加できるための、生活や 就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制 度	子どものころからの療 5 育の充実、学校・園で の支援		多様な学びの場として、巡回指導員に ・よる個別または少人数での指導(個別 指導)を実施する。	学校教育課	読み書きステップアッ プ事業	A	市内16校へ巡回指導を実施。	児童の特性や教育的ニーズに合わせた指導を行うことができた。	
4 <sup>障が</sup> い	3 虐待の防止と早期発見・早期対 応への取り組み	2 相談・支援	障がいのある人への 3 虐待被害の相談·支 援	障害者虐待防 止ネットワーク 事業	<ul> <li>障がい者に対する虐待の禁止および 防止、虐待を受けた障がい者に対する 保護のための措置、養護者に対する支 援を行う。</li> </ul>	障がい福祉課	障害者虐待防止ネットワーク事業	В	ネットワーク会議 2回 虐待対応検討会議 4回 研修会 1回 ※研修会は市内事業所従事者を対象に実 施した。(74名参加)	ケース支援について、虐待対応検討会議 にて進捗を委員と確認し、対応策を丁寧に 検討を重ねられた。	
5 同和 問題	1 同和問題解決のための啓発活 動	1 教育•啓発	1 心理的差別の解消に 1 向けた教育・啓発	地域交流促進 事業	・ 地域総合センターにおいて各種教室、 文化祭等を開催する。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	В		市民が来館し、交流や人権啓発活動が実施できた。	地域の少子高齢化がすすみ、各種教室を 実施しても参加者が少ない。人が来るよう な魅力的な事業の見直しが必要である。
5 同和	1 同和問題解決のための啓発活 動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に 向けた教育・啓発	人権教育啓発 事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	В	市人権教育推進協議会と連携し、協議会発行の啓発紙において、9月の同和問題啓発強調月間にあたり啓発を行ったり、街頭啓発を行った。また、啓発物品を公共施設の窓口に設置したほか、人権フェスタ来場者に配布した。	啓発紙の各戸配布により、市内の世帯に 広く周知できた。	人権教育連続セミナー等の開催方法について、集合方式とWEB配信以外で参加増につなげる対策を検討する必要がある。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活 動	1 教育・啓発	2 不動産差別の解消に 向けた教育・啓発	福祉と人権のまちづくり事業	<ul> <li>不動産差別解消に向けた啓発物を配布する。</li> </ul>	人権推進課	人権文化醸成事業	В	不動産差別解消に特化した啓発物は配布 していないが、同和問題について啓発紙に よる啓発を実施した。	差別の解消について、市民に向けて啓発 することができた。	啓発紙以外での取組を検討する必要があ る。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業別評価		R6年度取組結果	成果	課題
5 同和 問題	1 同和問題解決のための啓発活 1 動	3 事業や制 度	あらゆる同和問題の 1 解消に向けた取組の 推進	同和·人権事業 促進協議会活 動補助金	・ 同和・人権事業促進協議会が実施する 同和問題の解消に向けた活動に対し て補助する。	人権推進課	人権文化醸成事業	В	和問題	題の解消に向けた活動に対して事務 補助した。	支部合同研修会で訪問した大阪国際平和 センターなどで、平和や人権の大切さを改 めて学び、今後の活動に向け刺激をうける いい機会となった。	影響していると思われるが、マンネリ化も
5 同和 問題	1 同和問題解決のための啓発活 動	3 事業や制度	地域総合センターや 3 公民館等における住 民交流の促進	地域交流促進 事業	<ul><li>・ 地域総合センターにおいて各種教室、 文化祭等を開催する。</li></ul>	人権推進課	各地域総合センター 運営事業	В				地域の少子高齢化がすすみ、各種教室を 実施しても参加者が少ない。人が来るよう な魅力的な事業の見直しが必要である。
5 同和 問題	1 同和問題解決のための啓発活 動	1 教育・啓発	心理的差別の解消に 1 向けた教育・啓発	授業や学習会 等による学習・ 啓発	・ 市人権教育基底プラン(改訂版)に基づく教育および啓発を進める。 道徳・学級活動等による学習をする。	学校教育課 (人権推進課)	授業や学習会等によ る学習・啓発	A	基底		人権学習を通して、児童生徒の人権感覚 を高めることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
5 同和 問題	1 同和問題解決のための啓発活 動	3 事業や制度	地域総合センターや 3 公民館等における住 民交流の促進	公民館事業	<ul> <li>地域人材による、人づくり・地域づくりの講座により交流を図る。</li> </ul>	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	協議会、請	館の役割として甲賀市人権教育推進 会の町別の支部を運営しており、研修 講座の開催や、商業施設や地域イベ での啓発などを行った。	懇談会が再度実施される区・自治会が増	拠点の建物がない公民館が2カ所あり、地域の役員や人推協の役員の方と、物理的に連絡が取りにくい状況にある。
5 同和 問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	2 地域総合センターに おける相談·支援	地域総合センター運営事業	・ 就労、福祉、教育等にかかる相談・支援を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	В		福祉事業などを実施した。		相談内容が多岐にわたるため、相談援助技術講座のような専門的な研修参加など、地域総合センター職員のスキルアップが求められる。また、日常の巡回訪問を通じて地区住民の悩みを聞くなど相談機能の充実が必要である。
5 同和 問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援		地域総合センター運営事業	・ 地域総合センターから庁内関係課につなぐ。	人権推進課	各地域総合センター 運営事業	В				地域総合センター職員が的確に庁内関係 課につなげるよう、常日頃から、市の施策 や関係課の業務を把握する必要がある。
5 同和 問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	2 各種支援につなげる 2 相談体制の構築	地域総合センター運営事業	・ 就労、福祉、教育等にかかる相談・支援を行う。	人権推進課	各地域総合センター 運営事業	В				相談内容が就労・教育・福祉など多岐にわたる。相談に的確に応じるため、相談業務に有効な研修に参加させるなど、地域総合センター職員のスキルアップが求められる
5 同和 問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	地域総合センターや 4 公民館等における子 どもの学習支援	自主活動学級	・ 小中学生の学習会等の開催を行う。	人権推進課	各地域総合センター 運営事業	В				こどもの数が減少しており、学習会自体の 存続を含め今後の在り方を検討する必要 がある。
<sub>5</sub> 同和 問題	2 自立に向けた各種支援	1 教育・啓発	企業・事業所でのセク シュアル・ハラスメン ト、マタニティ・ハラス メントの防止啓発	事業所内公正 採用選考・人権 啓発推進班員 による企業訪 問	<ul> <li>企業が人権問題について正しい理解と 認識を深め人権尊重の職場作りを推 進するため企業訪問による啓発をす る。</li> </ul>	商工労政課	企業内人権研修事業	A	識を没	が人権問題について正しい理解と認 深め人権尊重の職場作りを推進する 郵送により啓発を実施した。	企業訪問件数 215件 人権講師派遣 12社	公正な採用選考を推進するため啓発が必要
5 同和 問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	学習、進路、就労、生 1 活等の相談·支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	В	相談和関係	機関と連携して対応した。 者があれば、甲賀公共職業安定所や 機関など必要とされる機関への取次 行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの 相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
5 同和 問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	2 各種支援につなげる 相談体制の構築	就労相談事業	· 就労相談員による相談·就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	В	相談 関係	機関と連携して対応した。 者があれば、甲賀公共職業安定所や 機関など必要とされる機関への取次 行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの 相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
5 同和 問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制 度	地域総合センターや 4 公民館等における子 どもの学習支援	土曜学習事業	<ul><li>宿題応援や書道などの事業を行い、学習支援と子どもの居場所づくりに繋げる。</li></ul>	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	А	開催し	した。	令和5年度の320回とほぼ同じ回数を実施できた。	
5 同和 問題	「えせ同和行為」への対応のた 3 めの、情報提供と相談体制の強 化	1 教育・啓発	えせ同和行為に毅然 3 として対応するため の教育・啓発	人権教育啓発 事業	<ul><li>・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。</li></ul>	人権推進課	人権教育啓発事業	В	できて 700人		多くのつどい参加者に啓発物を配布することができ、啓発・周知ができた。	えせ同和行為のみに特化した啓発方法に ついて検討していく必要がある。
5 同和問題	「えせ同和行為」への対応のた 3 めの、情報提供と相談体制の強 化	1 教育・啓発	えせ同和行為に毅然 3 として対応するため の教育・啓発	人権文化醸成 事業	・ えせ同和行為に関する情報を庁内で情報共有する。	人権推進課	人権文化醸成事業	В	えせにた。	同和行為に関する情報提供はなかっ		えせ同和行為に遭遇しても、毅然と対応できるような情報提供が必要である。
6 外国 6 人	1 情報提供の充実と生活支援の 充実	3 事業や制度	5 災害時における外国	避難行動要支援者支援事業	<ul><li>避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。</li><li>防災情報・避難情報の多言語化(やさしい日本語含む)</li></ul>	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A A	緊急性 の運用	用。	要配慮者や多様な人々がともに生活する 意識を共有し、避難所内のレイアウトや ルール作りを考え、避難者にとってより過 ごしやすい避難所運営に活用することも踏 まえて避難所運営マニュアルの改定をし た。	録者数増加。平時から避難所運営マニュ アルに沿った訓練等を実施する中で、さら に改善点等の見直しを行っていく必要があ
6 外国	1 情報提供の充実と生活支援の 1 充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・ 1 支援	総合窓口設置	・ 総合窓口設置に向けた協議をする。	市民活動推進課	ゼロ予算事業	A A		的相談窓口を設置した(国際交流協		多文化共生センターの全ての職員が様々な相談に対応できるスキルを身に付ける 必要がある。
6 外国 6 人	1 情報提供の充実と生活支援の 1 充実	2 相談・支援	就労や生活の相談・ 1 支援	おしゃべりカ フェ開催(国際 交流協会補助 金)	・ おしゃべりカフェを開催(国際交流協会 補助金)する。	市民活動推進課	国際交流協会運営補助事業	ВВ	関と行	行った。 テ的に多文化カフェを実施した。	試行的ではあったが、多文化共生センター の周知につながった。 カフェスペースの活用までは至らなかっ た。	カフェスペース活用の仕組み、ルールを構築する必要がある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名(総合計画事業名)	事務事業評価	個別評価	R6年度取組結果	成果	課題
6 外国 6 人	1 情報提供の充実と生活支援の 充実	2 相談・支援	<ul><li>2 子どもたちへの教育・ 相談·支援</li></ul>	日本語学習支 援関連事業(国 際交流協会補 助金)	<ul><li>・日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)</li></ul>	市民活動推進課	国際交流協会運営補助事業	А			・日々の宿題や長期休暇時の課題を支援を通して、子どもたちが安心して通学できる状況を作ることができた。 ・保護者への困りごとにも寄り添うことができた。	・安定的なボランティアの確保が難しい。 ・自由意志での参加となるため、運営が安 定しない。
6 外国	1 情報提供の充実と生活支援の 1 充実	3 事業や制 度	子どもたちへのこと 2 ば、学習および生活 の支援	日本語学習支 援関連事業(国際交流協会補助金)	<ul><li>・日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)</li></ul>	市民活動推進課	国際交流協会運営補助事業	A	A	放課後学習支援(なないろ教室)を開催した。	・高校進学への支援もできた。 ・実施回数 全33回。 ・参加児童・学生 16人。 ・継続的に学習する姿が見られた。 ・学習支援の拠点が形成されつつある。	・個別支援や教材の工夫が必要。 ・教育関係機関との連携・情報共有が必要である。 ・継続して参加できる環境の整備が必要である。
6 外国	1 情報提供の充実と生活支援の 1 充実	3 事業や制度	5 災害時における外国 人の避難等の支援	災害時多言語 支援調査検討 事業	<ul><li>災害時多言語支援センター設置協定 の締結に向けた検討をする。</li></ul>	市民活動推進課	国際交流協会運営補助事業	В	B	市防災訓練(11/17)に参加し、災害時多言語情報センターや多文化共生センターの周知・啓発、ボランティアの活動の紹介を行った。	・市民約40人が参加した。 ・多文化共生センターや多言語資料の周 知啓発は一定できた。	・災害時多言語支援センター設置マニュアルの作成および設置訓練が必要である。 ・外国人防災リーダーの育成が必要である。 ・防災訓練への外国人の参加。
6 外国 6 人	1 情報提供の充実と生活支援の 1 充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・ 支援	ポルトガル語通 訳設置 日常生活の情 報提供	<ul> <li>ポルトガル語通訳配置による窓口での 通訳業務を実施する。</li> <li>行政文書のポルトガル語翻訳を行う。</li> <li>ポルトガル語の広報紙発行する。</li> <li>市ホームページのポルトガル語翻訳を 行う。</li> </ul>	市民活動推進課	国際化推進事業	А	A	行政手続きにかかる対応が大半	他課と連携を取りながら、来訪者の対応ができた。市役所で対応できない相談については、多文化共生センターやその他関係機関につなぐことができた。	
6 外国 6 人	1 情報提供の充実と生活支援の 充実	2 相談・支援	就労や生活の相談・ 1 支援	生活支援窓口 の設置	・「生活支援窓口」にて、生活に不安を抱 えている方や仕事につく自信のない方 など、生活の困りごとの相談を介して 行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	С		し、必要な支援を行った。 新規相談件数214件(うち、外国人31件)	ポルトガル語・スペイン語通訳ができる相談員を配置したことで、スムーズに意思疎	国人特有の困りごとや、庁舎内に通訳が いない言語の方が来られたときは、対応に
6 外国	情報提供の充実と生活支援の 1 充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・ 1 支援	就労相談事業	<ul><li>就労相談員による相談・就労支援を行う。</li></ul>	商工労政課	就労相談事業	В		関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や 関係機関など必要とされる機関への取次 ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの 相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
6 外国	1 情報提供の充実と生活支援の 充実	3 事業や制度	1 就労支援、高齢者·要 介護者の生活支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	В		関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や 関係機関など必要とされる機関への取次 ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの 相談と就労支援ができた。	相談等を受けた場合は、関係機関との情報の共有に努め、適切に対応する。
6 人	1 情報提供の充実と生活支援の 1 充実	2 相談・支援	2 子どもたちへの教育· 2 相談·支援	母語支援員の 設置	・ 母語支援員による教育・相談・支援を 行う。	学校教育課	母語支援事業	А		市内14の小中学校に派遣を行った。該当 保護者の思いや状況に沿いながら、学習 状況の報告や学習課題の説明、生徒指導 や教育相談の充実のための通訳及び翻訳 業務を実施した。	とができ、生徒指導上の課題に係る未然 防止や早期解決に向けて成果があった。	就学指導に係る保護者相談やいじめ等人 間関係上のトラブルへの対応等の翻訳や 通訳対応が困難な業務にいかに取り組む か。
6 外国 6 人	1 情報提供の充実と生活支援の カ実	3 事業や制度	子どもたちへのこと 2 ば、学習および生活 の支援	母語支援員の 設置	<ul><li>母語支援員による学習および学校生 活の支援を行う。</li></ul>	学校教育課	母語支援事業	А		日本語指導が必要な児童生徒への母語に よる個別指導により、効果的な学習支援を 実現した。また、児童生徒の思いをきめ細 やかに把握し、不安を和らげ安心して過ご せる環境づくりに寄与した。	欲や学ぶ力の向上に寄与している。また、 学校に通うこと、学校で学ぶことの魅力を	対応時間を増やしたいが、増加傾向にあ
6 外国	情報提供の充実と生活支援の 1 充実	3 事業や制度		公民館事業(語 学講座、食文 化の体験など)	・ 英会話教室、英語でクッキングなどを 通じ、外国語に親しむ機会を設定す る。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В		夢の学習で、英語、中国語、韓国語の学習 を194回開催した。	令和5年度の197回とほぼ同じ回数を実施できた。	対象者や内容が明確になっていない。
6 外国 6 人	外国人への偏見をなくすための 2 教育啓発と地域への参画の推 進	1 教育・啓発		日本語教室の 開催 やさしい日本語 研修の実施 多文化共生啓 発紙の発行	<ul><li>・ 日本語教室を開催する。</li><li>・ やさい日本語研修を実施する。</li><li>・ 多文化共生啓発紙の発行する。</li></ul>	市民活動推進課	国際交流協会運営補助事業	А			・「にんじゃ」教室 学習者 (前期後期)計9 9人	<ul><li>・外国人市民の言語保障をボランティアのみに頼っている。</li><li>・ボランティアのさらなるスキルアップが求められている。</li></ul>
6 外国	外国人への偏見をなくすための 2 教育啓発と地域への参画の推 進	事業や制 3 度	3 外国人の地域等への 参画の推進	ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)	・ともに生きる地域づくり事業(国際交流 協会補助金)を実施する。	市民活動推進課	国際交流協会運営補助事業	В			・年末の炊き出し参加者 250人(うち外国	多文化共生センターの周知をはじめ、多文 化理解や外国人市民の地域への参画が 課題である。
6 外国	外国人への偏見をなくすための 2 教育啓発と地域への参画の推 進	1 教育・啓発	2 ヘイトスピーチに対す る教育・啓発	人権教育啓発 事業	<ul><li>・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。</li></ul>	人権推進課	人権教育啓発事業	В		人権フェスタの講演や催しについて、多文 化共生をテーマに実施した。		外国人に対する偏見の根底には思い込み や不安などが考えられ、より一層の啓発と 交流の促進が課題である。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業別評価調		成果	課題
7 ネット	情報化がもたらす社会的影響と 1 個人の責任やモラルについての 教育	1 教育・啓発	インターネット上での 人権侵害の防止や情 報モラルの向上につ ながる教育・啓発		<ul><li>・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。</li></ul>	人権推進課	人権教育啓発事業	В	市の広報紙においてインターネットでの誹謗中傷についてのコラムを掲載し啓発した。		インターネット上での誹謗中傷、プライバシーの侵害など差別が助長されてきており、重大な人権侵害につながりかねないと言う視点で啓発方法を検討する必要がある。
7 ネット	情報化がもたらす社会的影響と 1 個人の責任やモラルについての 教育	2 相談・支援	インターネットによる 1 人権侵害に対する相 談先の周知	相談対応及び 相談先の周知	・ 相談に対応するとともに、相談先の周 知を行う。	人権推進課	人権文化醸成事業	В	相談窓口における、インターネットによる人 権の問い合わせはなかった。		職員が、インターネットによる人権侵害に 対する相談にいつでも対応できるよう情報 提供が必要である。
7 ネット	情報化がもたらす社会的影響と 1 個人の責任やモラルについての 教育	1 教育・啓発	インターネット上での 人権侵害の防止や情 報モラルの向上につ ながる教育・啓発	インターネット 上のいじめ対 策推進事業	<ul><li>インターネットを通じて行われるいじめ を防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。</li></ul>	学校教育課	子どものいじめ問題 対策事業	A	スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避 について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
7 ト	情報化がもたらす社会的影響と 1 個人の責任やモラルについての 教育	2 相談・支援	インターネットによる 1 人権侵害に対する相 談先の周知	各種相談ダイ ヤル等の周知	・ 県教育委員会による相談ダイヤル等 の児童生徒、保護者への周知をする。	学校教育課	各種相談ダイヤル等 の周知	А	各種人権ダイヤル等のカードの配布とタブレット端末にSOSダイヤルの掲載、周知の徹底。		人権ダイヤルの具体的な取組内容の周 知。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネット上での 人権侵害の防止や情 報モラルの向上につ ながる教育・啓発		・ 保護者に学習機会を提供する。	人権推進課	人権教育啓発事業	В		SNS等インターネットにおけるトラブル回避 について啓発することができた。	現状に即した課題の把握と各家庭での主体的な実践力の向上。
7 <sup>ネッ</sup> ト	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネットの安心 2 安全な使い方の教 育・啓発	人権教育啓発 事業	・ 保護者に学習機会を提供する。	人権推進課	人権教育啓発事業	В	を使い、小学校2校・中学校1校で、SNSにおけるトラブル防止を啓発する親子対象の講演会を開催した。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避 について啓発することができた。	現状に即した課題の把握と各家庭での主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネット上での 人権侵害の防止や情 報モラルの向上につ ながる教育・啓発	インターネット 上のいじめ対 策推進事業	<ul><li>インターネットを通じて行われるいじめ を防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。</li></ul>	学校教育課	子どものいじめ問題 対策事業	А	庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止 等のためi-filterによる管理をした。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避 について啓発することができた。またi- filterで発覚した児童生徒への働きかけが できた。	主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネットの安心 2 安全な使い方の教 育·啓発	インターネット 上のいじめ対 策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめ を防止し、効果的に対処するための事 業に要する経費補助を行う。	学校教育課	子どものいじめ問題 対策事業	A	スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避 について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
8 その 他	1 性的マイノリティの人々に対する 理解と啓発推進	1 教育・啓発	性的マイノリティに関 1 する正しい理解のた めの教育・啓発	人権教育啓発 事業	学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	В	甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度を導入し、当事者に寄り添うだけ でなく、市民の多様性への理解を深めた。	性的マイノリティの人々に関する理解と啓発を推進できた。	市民に対しより一層の啓発と理解の促進していく必要がある。
8 その他	1 性的マイノリティの人々に対する 理解と啓発推進	1 教育・啓発	性的マイノリティに関 1 する正しい理解のための教育・啓発		・ 市人権教育基底プラン(改訂版)に基づく教育および啓発を進める。	学校教育課	授業や学習会等によ る学習・啓発	А		員の人権意識の向上を、研究を通して行えた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
8 その 他	1 性的マイノリティの人々に対する 理解と啓発推進	2 相談・支援	学校での性的マイノリ 1 ティの子どもへの配 慮	文科省通知の 周知	・「性同一性障害や性的指向・性自認に 係る児童生徒に対するきめ細かな対応 等について(教職員向け)」(H28文科省) を周知徹底する。	学校教育課	文科省通知の周知	A	知。	職員会議や研修会等にて通知を周知し、共通理解を図れた。	周知のための学校現場の時間確保と資料等の充実。
8 その 8 他	2 その他様々な人権問題について 2 の啓発の推進	1 教育・啓発	その他さまざまな人 2 権課題への教育·啓 発	人権教育啓発 事業	・ さまざまな機会をとらえて、市民や行政 職員等に新たな人権情報を提供する。 学習機会の提供や啓発メッセージの発 信を行う。		人権教育啓発事業	A	ら1月にかけて5回、集会方式の講演会・映画会をもつことができた。内2回は期間限	究大会も含めると集会で延べ510人の参加	学習機会の日時、場所、内容の見直しにより、若年層の参加につなげる必要がある。
8 その 8 他	2 その他様々な人権問題について の啓発の推進	1 教育・啓発	2 権課題への教育・啓	公民館事業(シ ルバー大学・夢 の学習)	・ 人権感覚を磨くため、テーマを設けて 講座を開設する。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	В	なかったが、パラスポの講座を8回、多文 化共生の講座を8回実施した。	パラスポや多文化共生講座を通じてだけでなく、みなくるプラザができたことにより、 多文化共生センターや人推協との共催イベントの機会が増え、参加者が人権感覚を 磨く機会を提供できた。	へ、今以上に人権課題への教育・啓発が 広がることが望まれる。
8 その 他	3 新たな人権問題を社会問題とし てとらえる教育・啓発	1 教育・啓発	その他さまざまな人 2 権課題への教育·啓 発	人権教育啓発 事業	・ さまざまな機会をとらえて、市民や行政 職員等に新たな人権情報を提供する。 学習機会の提供や啓発メッセージの発 信を行う。	人権推進理	人権教育啓発事業	В	ら1月にかけて5回、集会方式の講演会・映画会をもつことができた。内2回は期間限定のWEB配信を併用することができた。加えて、啓発チラシ、啓発物品を配布するな	究大会も含めると集会で延べ510人の参加を得ることができた。また、WEB閲覧数は延べ485回を数えた。	参加しやすい・受け入れやすい啓発方法を 検討し続ける必要がある。

#### 2. 人権に関する総合計画(相談窓口別相談件数)

単位:件

区分	相談窓口名称	内容	所管課	相談件数					
区分	1 付談急口名が	内谷	所官誅	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人権全般	男女の悩みごと相談 窓口	家庭や職場等での男女間の悩み ごとの相談	人権推進課	109	96	237	87	111	211
こども	  乳幼児発達相談 	子どもの発達に関する相談	子育て政策課	192	185	142	114	108	172
こども	すこやか相談	子どもの成長や育児、食事のことなど の相談 妊婦及び母親の体調やこころの相談	子育て政策課	476	320	262	202	262	243
こども	ひとり親(母子・父子) 家庭相談	ひとり親家庭や寡婦の方を対象と した、自立に向けた生活相談	子育て政策課	269	212	340	327	260	245
こども	子育て相談	子どもの発達や成長、しつけ、遊び、 健康、食事など子育てに関する心配ご との相談	子育て政策課	1, 150	1, 084	1, 320	1, 024	834	829
こども	児童家庭相談	家庭での子育ての不安や悩みに ついての相談	家庭児童 相談室	289	524	537	570	802	712
こども	育ちと学びの相談 窓口	子どもの教育・発達・心理に関する 悩みごとや困りごとの相談	発達支援課	2,932 ※就学前 ~中学	2,252	3, 319	3, 500	3, 551	3, 620
青少年	思春期・青年期のな やみごと相談窓口	高校生〜25歳くらいまでの方の発 達・心理相談	発達支援課	781 ※中卒以上 ~20代	498	414	559	492	509
青少年	少年センター相談 活動少年センター	青少年の抱える悩みや諸問題(非行・不 良行為、不登校、いじめ、交友、就労、 就学等)の相談	社会教育 スポーツ課	880	1, 493	1, 510	1, 320	1, 533	1, 679
高齢者	介護保険および高齢 者に関する総合相談	介護保険および高齢者に関する総 合相談	長寿福祉課	2, 315	2, 548	2, 443	2, 512	2, 596	3, 291
障がいの ある人	障害者虐待防止 センター	障害者の虐待防止に関する相談	障がい福祉課	17	6	20	8	9	13
障がいの ある人	障害者差別解消法 相談窓口	障害者差別解消法に関する相談 窓口	障がい福祉課	3	2	1	0	0	1
健康	健康相談•栄養相談	健診結果についての相談・からだの相談・こころの相談・栄養相談	すこやか 支援課	64	13	57	101	301	137
健康	健康医療相談窓口	医療・健康・福祉に関しての総合 相談	信楽中央病院	34	0	30	11	25	41
結婚	結婚相談会 (婚活支援)	パートナーを見つけるお手伝い	政策推進課	218	172	202	284	252	255
消費相談	甲賀市消費生活セン ター	悪質商法の被害やトラブル、借金の整理方法の相談など消費生活相談	生活環境課	497	500	448	473	415	461
困りごと	法律相談	弁護士による困りごとについての 相談	総務課 (法務係)	平成29年度で事業終了					
困りごと	生活支援窓口	生活の不安や心配などの相談	生活支援課	2, 608	3, 023	2, 512	3, 893	3, 735	3, 274
働く	就労相談	就職・転職のための情報提供や公 共職業安定所への取次ぎ	商工労政課	362	-	-	-	ı	-
働く	新規就農相談	新たに農業を始めることについて の相談	農業振興課	8	6	14	17	13	17
行政	行政相談	国の仕事や特殊法人の業務につ いての相談	生活環境課	43	24	19	29	60	27
DV	DV相談	配偶者等からの暴力に関する相 談	家庭児童 相談室	35	144	104	112	195	310

## 3. 人権に関する総合計画(分野別資料)

#### (1)子どもの人権

児童虐待相談件数 (家庭児童相談室)

単位:件

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規・継続の	新規	256	399	388	405	585	536
別	継続	301	260	284	184	182	273
	身体的虐待	189	215	171	130	191	232
	ネグレクト	125	159	195	211	285	256
虐待種別	心理的虐待	236	282	301	245	289	315
	性的虐待	7	3	5	3	2	6
	計	557	659	672	589	767	809

いじめ認知件数 (学校教育課)

単位:件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	149	142	185	124	107	156
中学校	43	37	55	72	62	46

#### (2) 高齢者の人権

要介護認定者数等 (長寿福祉課)

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	703	658	631	615	598	644
要支援2	594	544	564	510	468	509
要介護 1	894	938	994	998	996	1, 015
要介護 2	806	767	770	799	822	791
要介護3	572	653	643	667	699	725
要介護 4	545	557	575	589	581	641
要介護 5	482	465	439	446	462	488
合計	4, 596	4, 582	4, 616	4, 624	4, 626	4, 813

高齢者虐待相談·通報件数 (長寿福祉課)

単位:件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規	79	61	42	45	50	53
継続	53	53	42	23	29	29
合計	132	114	84	68	79	82

### (3) 障がいのある人の人権

障害者手帳所持者数 (障がい福祉課)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	3, 637	3, 499	3, 492	3, 405	3, 432	3, 398
療育手帳	1, 093	1, 149	1, 187	1, 233	1, 283	1, 294
精神障害者保健福祉手帳	635	660	695	759	835	874
合計	5, 365	5, 308	5, 374	5, 397	5, 550	5, 566

単位:人

単位:件

障害者虐待相談件数 (障がい福祉課)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規・継続の	新規	17	6	20	8	9	13
別	継続	11	10	3	1	6	6
	身体的虐待	7	4	7	1	4	4
	ネグレクト	1	0	0	0	1	1
虐待種別	心理的虐待	5	3	2	0	3	1
	性的虐待	0	1	2	0	1	0
	経済的虐待	1	2	0	0	1	0
合計		11	7	9	1	7	4

### (4) 外国人の人権

国籍・地域別外国人数	(市民課) 単位:人					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ブラジル	1, 483	1, 514	1, 670	1, 717	1, 714	1, 677
中国	398	377	275	288	289	282
フィリピン	354	353	345	340	349	355
ペルー	338	345	357	373	356	346
韓国・朝鮮	223	210	205	192	187	177
ベトナム	570	663	708	918	1, 079	1, 220
その他	386	358	325	451	569	720
合計	3, 752	3, 820	3, 885	4, 279	4, 543	4, 777